

第2条 事務局に企画・任用課を置く。

(所掌事務)

第3条 企画・任用課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事委員会の議事に関すること。
- (2) 事務局職員の人事、研修及び福利厚生に関すること。
- (3) 公印の管理並びに文書の收受、発送、編集及び保存並びに情報公開に関すること。
- (4) 予算、決算及び会計並びに物品の管理に関すること。
- (5) 職員からの苦情相談に関すること。
- (6) 職員の競争試験に関すること。
- (7) 職員の任用に係る試験問題の作成に関すること。
- (8) 職員の選考に関すること。
- (9) 人事行政の運営に関し、任命権者に対して行う勧告に関すること。
- (10) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (11) 給与に関し、議会及び知事に対して行う報告及び勧告に関すること。
- (12) 職員の休業に関すること。
- (13) 職員の分限及び懲戒並びに服務に関すること。
- (14) 職員の退職管理に関すること。
- (15) 退職手当の支給制限等の処分について調査審議すること。
- (16) 職員の研修及び人事評価に関する調査研究に関すること。
- (17) 職員の厚生福利制度の調査研究に関すること。
- (18) 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- (19) 職員に対する不利益処分の審査に関すること。
- (20) 職員団体に関すること。
- (21) 職員に対する労働基準監督に関すること。
- (22) 人事記録の管理及び人事統計資料の作成に関すること。

第4条中「主管課長」を「企画・任用課長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（次項及び附則第4項において「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる課の職員であった者は、同表の右欄に掲げる課の職員となるものとする。

この規則の施行前の課の名称	この規則の施行後の課の名称
職員課	企画・任用課
任用課	

3 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
任用課任用企画主査	企画・任用課任用企画主査

4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
任用課長補佐	企画・任用課長補佐（任用担当）

(人委・職員課)

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第6号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「条件付採用期間」を「条件付採用」に改める。

「第3節 条件付採用期間」を「第3節 条件付採用」に改める。

第14条の見出しを「（条件付採用としない場合）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「第28条の4第1項」を「第22条の4第1項」に、「定年退職者等」を「条例年齢以上退職者」に、「第28条の5第1項」を「第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、人事委員会が認める場合

第15条（見出しを含む。）中「条件付採用期間の」を「条件付採用の」に改める。

第16条の見出しを「（条件付採用の終了）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用する場合には、これらの採用は、条件付のものとしなない。

（人委・任用課）

富山県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第7号

富山県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

富山県職員の退職管理に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第533号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

別表中

知 事 部 局	危機管理監 会計管理者及び出納局長	を に
知 事 部 局	危機管理監 新型コロナウイルス対策監 こども家庭支 援監 理事 会計管理者 出納局長	

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、管理職職員であった者が、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合においては、当該管理職職員であった者に対するこの規則による改正前の第23条第2号の規定の適用については、なお従前の例による。

(人委・職員課)

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

富山県人事委員会規則第8号

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則（昭和60年富山県人事委員会規則第317号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第5項の規定」を削る。

第2条中第4項を第5項とし、同条第3項中「様式第1号)に、前項」を「様式第1-2号)に、第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 任命権者は、条例第4条第1項ただし書の規定による異動期間延長職員（異動期間（条例第9条第1項に規定する異動期間をいう。第6条及び第7条において同じ。）（条例第9条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職（条例第6条各号に掲げる職をいう。第4条から第7条までにおいて同じ。）を占める職員をいう。）の勤務延長について人事委員会の承認を得ようとする場合は、異動期間延長職員の勤務延長承認申請書（様式第1-1号）に、前項に規定する職員の同意を得たことを証する書面を添付して人事委員会に申請しなければならない。

第3条の見出しを「（勤務延長に係る状況の報告）」に改め、同条中「係る勤務延長」の次に「（条例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。）」を加え、同条の次に次の6条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第4条 条例第6条第3号に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）第327条第1項に規定する主幹研究員の職
 - (2) 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職のうち、次に掲げる職務の級の職（条例第6条第1号に掲げる職を除く。）
 - ア 教育職給料表(1)の適用を受ける職のうち、3級以上のもの
 - イ 教育職給料表(2)の適用を受ける職のうち、3級以上のもの
- （管理監督職勤務上限年齢による降任）

第5条 任命権者は、条例第8条第1項に規定する他の職への降任等を行う場合には、当該職員に対し、その旨を記載した人事異動通知書を交付しなければならない。

(管理監督職への任用の制限の特例)

第6条 任命権者は、異動期間を延長する場合には、当該職員に対し、その旨を記載した人事異動通知書を交付しなければならない。条例第4条第4項の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合も、また同様とする。

2 任命権者は、条例第9条第1項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ書面により当該職員の同意を得なければならない。条例第9条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合も、また同様とする。

3 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項の規定により異動期間の延長について人事委員会の承認を得ようとする場合は、異動期間の期限延長承認申請書(様式第4号)に、前項に規定する職員の同意を得たことを証する書面を添付して人事委員会に申請しなければならない。

4 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

5 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、同項に規定する特定管理監督職を構成する管理監督職として人事委員会の承認を得た管理監督職とする。

(異動期間の延長に係る状況の報告)

第7条 任命権者は、毎年5月末日までに前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を異動期間の延長の状況報告書(様式第5号)により人事委員会に報告しなければならない。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第8条 条例第12条及び第13条第1項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他
定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

2 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、当該職員に対して、その旨を記載した人事異動通知書を交付しなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

様式第1号中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同様式を様式第1-2号とし、附則の次に次の1様式を加える。

様式第1-1号 (第2条第3項関係)

異動期間延長職員の勤務延長承認申請書

第 号
年 月 日

富山県人事委員会委員長 殿

任命権者

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、異動期間を延長した職員の勤務延長について下記のとおり申請します。

記

勤務延長の予定者	氏名	
	生年月日	
所属課所及び職名		
給料表の種類、級及び号給		
定年年齢及び定年退職日		
現に占めている管理監督職に係る勤務上限年齢		
延長前の異動期間の末日		
異動期間の期限延長の理由		
延長後の異動期間の期限		

現に従事している職務の内容	
勤務延長承認申請の理由	
勤務延長後の期限	
その他参考となる事項	

添付書類 職員の同意書、人事記録（写）

様式第2号中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。

様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号（第6条第3項関係）

異動期間の期限延長承認申請書

第 号
年 月 日

富山県人事委員会委員長 殿

任命権者

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第2項又は第4項の規定に基づき、異動期間の延長について下記のとおり申請します。

記

異動期間延長の予定者	氏名	
	生年月日	
所属課所及び職名		
給料表の種類、級及び号給		
定年年齢及び定年退職日		
現に占めている管理監督職に係る勤務上限年齢		
延長前の異動期間の末日		
既に延長された異動期間の末日		
既に延長された異動期間の期限延長の理由及び根拠条項		条例第9条第 項 第 号
現に従事している職務の内容		
異動期間を更に延長する理由及び根拠条項		条例第9条第 項 第 号
異動期間を更に延長した後の異動期間の末日		
その他参考となる事項		

添付書類 職員の同意書、人事記録（写）

様式第5号（第7条関係）

異動期間の延長の状況報告書

第 号
年 月 日

富山県人事委員会委員長 殿

任命権者

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則第7条の規定に基づき、異動期間の延長の状況について別紙のとおり報告します。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の第2条及び第3条の規定は、県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年富山県条例第43号。以下「改正条例」という。）附則第2条第1項の規定に基づき、同項に定める各期限を延長した場合に準用する。
- 3 改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正条例第1条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号。附則第8項及び附則第10項において「新条例」という。）第3条に規定する定年（以下「新定年」という。）が基準日の前日における新定年（同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年（次項において「旧定年」という。））を超える職（当該職に係る定年が新定年である職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置されたもの

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更されたもの

- 4 改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年）に達している職員とする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

- 5 改正条例附則第3条第1項及び第2項並びに改正条例附則第4条第1項及び第2項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用（改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は改正条例附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下この項において同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

6 任命権者は、暫定再任用を行う場合又は改正条例附則第3条第3項若しくは改正条例附則第4条第3項の規定により任期を更新する場合には、当該職員に対し、その旨を記載した人事異動通知書を交付しなければならない。

7 任命権者は、改正条例附則第3条第3項又は改正条例附則第4条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ書面により当該職員の同意を得なければならない。

（改正条例附則第8条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

8 改正条例附則第8条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年相当年齢（新条例第13条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新定年相当年齢が新定年であるものに限る。）とする。

(1) 基準日以後に設置されたもの

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更されたもの

9 改正条例附則第8条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する短時間勤務の職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年相当年齢に達している者とする。

10 改正条例附則第8条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第8項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している定年前再任用短時間勤務職員

								危機管理 監代理	成長戦略 室長	部長（他 の職務の 級に 掲げる職 を除く。）
								検査室次 長	デジタル 化推進室 長	
								参事	働き方改 革・女性 活躍推進 室長	会計管理 者 危機管理 監
									広報・プラ ンディング 推進室長	新型コロ ナウイルス 対策監
									ワンチー ムとやま 推進室長	こども家 庭支援監
									観光振興 室長	理事
									行政経営 室長	
									こども家 庭室長	
									情報企画 監	
									企業誘致 専門監	

に、

女性相談センター					所長					
----------	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--

を

女性相談センター				所長代 理	所長					
----------	--	--	--	----------	----	--	--	--	--	--

に、

中央植物園						次長				
-------	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--

を

中央植物園						次長				
栽培漁業センター						所長				

に、

運転免許センター			科長	科長	副セン ター長					
					運転免 許試験 場長					

を

運転免許センター			科長	科長	副セン センタ					
----------	--	--	----	----	------------	--	--	--	--	--

						ター長	一長				
						運転免 許試験 場長					

に改め、同表備考6中「参事」の次に「及び職員研修所の主任教授」を加える。

別表第2中

「	地域企画課						地域指 導官				
							鉄道警 察隊長				

を

「	地域企画課						地域指 導官				
							機動警 ら隊長				
							鉄道警 察隊長				

に、

「	捜査第一課					検視官	検視官	機動捜 査隊長			

を

「	捜査第一課					検視官	性犯罪 捜査指 導官	性犯罪 捜査指 導官			
						検視官	機動捜 査隊長				

に、

「	運転免許センター					科長	科長	センタ 一長			

を

	運転免許センター				科長	科長	副センター長	センター長		
							運転免許試験場長			

に改める。

別表第6中

知事 事務局	共通			副主幹	主幹		
	本庁	共通				理事 参事 健康対策 室長	
	出先 機関	共通	医員				
		新川厚生センター		課長 班長 係長 主任	支所長 次長	所長	

を

知事 事務局	共通		医員	副主幹 医員	主幹		
	本庁	共通				理事 参事 健康対策 室長	
	出先 機関	新川厚生センター		課長 班長 係長 主任	支所長 次長	所長	

に、

	中央病院		副医長	医長 室長	副院長 医療局長 部長	院長
--	------	--	-----	----------	-------------------	----

を

	中央病院		副医長	医長	副院長 医療局長	院長
--	------	--	-----	----	-------------	----

						主任部長 部長	
--	--	--	--	--	--	------------	--

に改める。

別表第7中

知 事 部 局	出 先 機 関	共通	保健師	獣医師	班長	班長	副主幹	主幹	
			栄養士	薬剤師	係長	係長	上席専門員		
			診療放射線技師	保健師	主任	主任専門員			
			臨床検査技師	栄養士		主任			
			臨床工学技師	診療放射線技師					
			理学療法士	臨床検査技師					
			作業療法士	臨床工学技師					
			視能訓練士	理学療法士					
			言語聴覚士	作業療法士					
			歯科衛生士	視能訓練士					
			歯科技工士	言語聴覚士					
			技師	歯科衛生士					
				歯科技工士					
				技師					

を

知 事 部 局	出 先 機 関	共通	保健師	獣医師	班長	班長	副主幹	主幹	参事
			栄養士	薬剤師	係長	係長	上席専門員		
			診療放射線技師	保健師	主任	主任専門員			
				栄養士		主任			

			臨床検査技師	診療放射線技師				
			臨床工学技師	臨床検査技師				
			理学療法士	臨床工学技師				
			作業療法士	理学療法士				
			視能訓練士	作業療法士				
			言語聴覚士	視能訓練士				
			歯科衛生士	言語聴覚士				
			歯科技工士	歯科衛生士				
			技師	歯科技工士				
				技師				

に、

中央病院					副部長		部長
					副科長		科長
					班長（特に困難な業務を分掌する班の長に限る。）		

を

中央病院					副部長		部長
					副科長		科長

						班長（特に 困難な業務 を分掌する 班の長に限 る。）		
		心の健康センター				所長代理		

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

給料に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

富山県人事委員会規則第10号

給料に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則の一部を改正する規則（令和4年富山県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第41条の見出し及び同条第1号の改正規定を次のように改める。

第41条の見出し中「短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 条例第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 条例第4条第9項

第41条の見出し及び同条第1号の改正規定の次に次のように加える。

第41条第2号中「育児休業条例第15条」を「県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号。以下この号及び次号において「育児休業条例」という。）第15条」に、「及び第9項」を「若しくは第9項」に、「及び第4項、」を「若しくは第4項又は」に、「任期付職員条例第7条第

2項及び第3項又は条例附則第20項の規定により読み替えられた条例附則第18項若しくは第19項」を「富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号。次号において「任期付職員条例」という。）第7条第2項若しくは第3項」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 育児休業法第18条第1項又は任期付職員条例第5条の規定により採用された職員 任期付職員条例第9条第2項又は育児休業条例第23条の規定により読み替えられた条例第4条第1項、第2項、第4項若しくは第5項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人委・職員課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

富山県人事委員会規則第11号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年富山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号の改正規定中「次号において同じ。）にあっては」を「）にあっては」に改め、「（次号において「算出率」という。）」を削る。

第3条第2号の改正規定を次のように改める。

第3条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（短時間勤務職員にあってはその額）を削り、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「切り捨てた額）」を「切り捨てた額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第12号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第261号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中

「	働き方改革・女性活躍推進室長 ワンチームとやま推進室長	」
を		
「	働き方改革・女性活躍推進室長 広報・ブランディング推進室長 ワンチームとやま推進室長	」
に、		
「	中央病院の部長（薬剤部長を除く。）及び事務局 次長	」
を		
「	中央病院の主任部長、看護部長及び事務局次長	」
に、		
「	中央病院の薬剤部長、課長、医長、科長、室長及 び看護部副部長	」
を		
「	中央病院の薬剤部長、課長、科長及び看護部副部 長	」
に、		

	中央植物園の園長及び次長 土木事務所の所長	
--	--------------------------	--

を

	中央植物園の園長及び次長 栽培漁業センターの所長 土木事務所の所長	
--	---	--

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第13号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中「局長及び部長」を「局長及び主任部長」に、「医長及び科長」を「部長、医長及び科長」に改める。

第9条の表中

厚 生 部	くすり政策課 厚生センター 薬用植物指導センター
-------	--------------------------------

を

厚 生 部	薬事指導課 くすり振興課 厚生センター 薬用植物指導センター
-------	---

に改める。

第20条第2項に次の1号を加える。

- (13) 工事監督、検査等の業務が行われる下水道の管渠^{きよ}内又はマンホール内（それぞれ供用を開始されたものに限る。）

第21条の表中「天皇・皇后・上皇・上皇后・皇太子・皇太子妃・皇嗣・皇嗣妃・悠仁親王」を「天皇、皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王又は警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号に定める警護対象者」に改める。

第31条の前に次の1条を加える。

（給与条例附則第25項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額）

第30条の8 給与条例附則第25項の規定の適用を受ける職員に対する前条第2項の規定の適用については、当分の間、同項各号の部分中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じさせたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第14号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

富山県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県人事委員会事務決裁規程（昭和62年富山県人事委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「課長及び」を「企画・任用課長及び」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

1 企画・任用課長専決事項

- (1) 申請、届出、照会、回答、督促、進達、報告及び通知に関する事（課長補佐の専決事項に係るものを除く。）。
- (2) 報告書、計算書、願書及び届書の処理に関する事（課長補佐の専決事項に係るものを除く。）。
- (3) 許可証、登録証、証明書等の書換えに関する事（課長補佐の専決事項に係るものを除く。）。
- (4) 原簿の閲覧並びに謄本及び抄本の交付に関する事。
- (5) 公文書の開示に係る決定に関する事。
- (6) 旅行依頼等に関する事。
- (7) 職員の旅行命令及びその復命の受理に関する事。
- (8) 職員の勤務時間及び休憩時間の割振り、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、宿日直勤務及び特殊勤務並びに職務を要しない時間の指定、休暇及び欠勤に関する事。
- (9) 各種の検査、調査、監督又は監視を行う職員の身分証票の交付に関する事。
- (10) 職員の退職手当の裁定に関する事。
- (11) 労働基準監督機関の職権の行使に関する事（ボイラー等に係る落成検査等の実施その他輕易なものに限る。）。

2 課長補佐共通専決事項

- (1) 輕易又は定例的な申請、届出、照会、回答、督促、進達、報告及び通知に関する事。
- (2) 輕易又は定例的な報告書、計算書、願書及び届書の処理に関する事。

(3) 許可証、登録証、証明書等の書換え（軽易なものに限る。）及び再交付に関すること。

(4) 事実の証明に関すること。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

決裁区分	第1順位者	第2順位者
事務局長	次長	企画・任用課長
企画・任用課長	課長補佐	企画・任用課長が指定する職員
課長補佐	企画・任用課長が指定する職員	

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和5年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会訓令第2号

事務局

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県人事委員会事務局文書管理規程（昭和62年富山県人事委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第4号中「課長」を「企画・任用課長（以下「課長」という。）」に改める。

第4条の2第2項及び第7項中「職員課長」を「課長」に改める。

第5条の見出し中「職員課長」を「課長」に改め、同条中「職員課長」を「課長」

に、「適正」を「適正かつ効率的」に、「課長に対し、必要な指導及び指示を行うものとする」を「職員を指揮し、及び監督しなければならない」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第2項中「課長補佐」を「課長が指定する課長補佐」に改める。

第8条中「当該課」を「課」に改める。

第9条第2項中「職員課長」を「課長」に改める。

第10条第1項から第3項までの規定中「職員課長」を「課長」に改め、同条第4項中「職員課長」を「課長」に改め、「関係の課の」を削り、同条第5項を削り、同条第6項中「職員課長」を「課長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第11条第1項、第13条第1項、第15条第2項、第16条及び第19条第2号中「職員課長」を「課長」に改める。

第20条第2項中「主務課長等」を「課長等」に改める。

第22条（見出しを含む。）中「職員課長」を「課長」に改める。

第23条中「職員課において」を削る。

第26条第1項中「職員課において」を削り、同条第3項第1号ア及びイ以外の部分中「職員課にあつては「人委職」を、任用課にあつては「人委任」」を「「人委企任」」に改め、同号イ中「職員課長」を「課長」に改める。

第30条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、事務局長が別に定める施行する文書に公印を押印するときは、決裁文書（電子決裁に係るものに限る。）における第1項の認印の押印を省略することができる。

第32条第1項及び第33条第1項から第3項までの規定中「職員課長」を「課長」に改める。

第34条第1項及び第2項中「職員課長」を「課長」に改め、同条第3項中「登録されたもの」の次に「又は事務局長が別に定める方法により文書管理システムにおいて施行年月日が分かる電子文書（事務局長が別に定めるものに限る。）が添付されたもの」を加える。

第35条中「職員課長」を「課長」に改める。

第40条第1項中「当該課」を「課」に改め、同条第3項を削る。

第48条中「当該課」を「課」に改める。

第50条の2第1項第5号中「富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「富山県個人情報保護条例第19条各項」を「個人情報の保護に関する法律第82条各項」に、「同条例第30条各項」を「同法第93条各項」に、「同条例第38条各項」を「同法第101条各項」に改める。

第51条の見出しを「（保管期間が満了した公文書の取扱い）」に改め、同条第1項中「職員課長に引き継がなければ」を「ファイル分類表に基づき保存期間ごとに区分して文書保存箱に収納し、及び文書保存箱ごとに文書引継（置換）票（様式第14号）を作成しなければ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定により引き継ぐ」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第2項とする。

第52条第1項中「職員課長」を「課長」に、「の規定により引継ぎを受けた」を「に規定する手続きが完了した」に改め、「課別及び」を削り、同条第2項中「職員課長」を「課長」に改める。

第53条及び第54条第2項中「職員課長」を「課長」に改める。

第56条中「職員課長」を「課長」に改め、「、課長に送付し」を削る。

第57条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条第1項とする。

第58条第1項並びに第61条第1項及び第2項中「職員課長」を「課長」に改める。

様式第1号中

件名	班又は 係名

を

件名

に改める。

様式第3号中

「受信者
(課(係))」を「受信者」

に改め、同様式備考2中「受信者(課(係))

欄」を「受信者欄」に改める。

様式第5号中

文 案	室課・係

を

文案

に改める。

様式第7号中

件 名	課(係)

を

「件名

に改める。

様式第8号中

室課 (係)	使用者氏 名及び職名

「使用者氏名及び職名

を

に改める。

様式第9号中

課（係）及び使 用者	課（係）
---------------	------

を

課及び使用者	課
--------	---

に改める。

様式第10号中

職 員 課 長	公 印 主 任

を

企画・ 任用課長	公印 主任

に改める。

様式第11号中

件名	発信室課(係)

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前に職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することのできない方式で作られた記録をいう。）の收受、処理、保管、保存、廃棄その他の文書の管理に関する事務の処理については、なお従前の例による。
- 3 この訓令による改正前の富山県人事委員会事務局文書管理規程第4条の2第6項、第10条第2項第1号、第15条第2項、第26条第1項、第30条第1項、第31条、第32条第1項及び第33条第3項第2号に定める様式による用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(人委・職員課)

富山県人事委員会公印管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和5年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会訓令第3号

事務局

富山県人事委員会公印管理規程の一部を改正する訓令

富山県人事委員会公印管理規程（昭和62年富山県人事委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項から第4項までの規定中「職員課長」を「企画・任用課長」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「職員課長」を「企画・任用課長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

公印の種類	公印管理者	公印主任
委員長印 委員長職務代理者印 事務局長印 企画・任用課長印 委員会印	企画・任用課長	課長補佐（企画担当）

様式第1号中

事務局長	次長	職員課長	職員課長補佐	回覧	主務	所属長	課長補佐	主務

を

事務局長	次長	企画・任用課長	企画・任用課長補佐	回覧	主務

に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

富山県人事委員会事務局職員き章に関する規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和5年3月27日

富山県人事委員会

委員 長 久 保 精 一 郎

富山県人事委員会訓令第4号

事務局

富山県人事委員会事務局職員き章に関する規程の一部を改正する訓令
富山県人事委員会事務局職員き章に関する規程（昭和63年富山県人事委員会訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「職員課長」を「企画・任用課長」に改める。

第5条中「職員課」を「企画・任用課」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(人委・職員課)
